きのくにカードローン

令和６年４月１日現在

商 品 名	きのくにプラチナカードローン

保証会社	・　三井住友カード株式会社
融資対象者	・　借入時の年齢が満２０歳以上満６０歳未満の方 ・　安定継続した収入を得ている方で、前年度年収が原則（税込）１５０万円以上の方 ・　原則、勤続（営業）年数が１年以上の方 ・　三井住友カード株式会社の保証が受けられる方 ・　当金庫の会員たる資格を有する方 ①　当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②　当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員 ③　当金庫の地区内において勤労に従事する方 上記を満たす方で下記のどちらかを満たす方 ・　住宅ローン取引が１年以上の返済実績のある方 但し、１年未満の方及び新規取引の方についても５０万円・１００万円コースは融資対象者となります。 ・　当金庫所定の審査基準を満たす方。
資金使途	・　消費資金（事業資金、旧債返済資金は除く） 但し、フリーローンＣ型は返済可とします。
融資形式	・　当座貸越（専用通帳を発行しない）
貸越極度額	・　５０万円・１００万円・１５０万円・２００万円
契約期間	・　契約成立日から３年後応答月の１０日（休日の場合は翌営業日）とします。 原則自動更新、但し更新日に６５歳を超えている場合は更新できません。
融資利率	・　７．８％（保証料含む）
金利優遇	・　当金庫にて住宅ローンをご利用頂いている方は、年 1.00%優遇させて頂きます。
利息の計算方法	・　毎日の最終残高(付利単位 100 円)の累計額について１年を 365 日とする日割計算
遅延損害金	・　年１４．００％
返済方法	

引落し前日の貸越残高	毎月約定返済金額
５０万円以内	１０，０００円
５０万円超～１００万円以内	２０，０００円

	１００万円超～１５０万円以内　３０，０００円 １５０万円超～２００万円以内　４０，０００円 ・借入残高に応じて毎月の返済額が変わります。 ・随時返済については、ローンカードを使用してＡＴＭ又は営業店窓口からいつでも返済できます。
利息徴求の方法	・　毎月１０日（休日の場合は翌営業日）に元加方式（付利単位を１００円とし、毎月の約定返済日に、前１ヶ月間の利息を借入残金に元加します）
担保・保証人	・　不要
お申込時にご用意いただくもの	・　ご印鑑（普通預金お取引印） ・　ご本人さまであることを確認できる資料（以下のいずれか１通） （1）運転免許証 （2）健康保険証 （3）パスポート（令和２年２月４日以降申請分は不可） （4）住民基本台帳カード（写真付） ＊外国人の場合上記書類のほかに　在留カード・特別永住者証明書・住民票の写し（在留資格の記載があるもの）のうちいずれかが必要です。
手数料	・　不要 但し、ローンカードの毀損・喪失の場合再発行手数料として１，１００円（税込）が必要です。
苦情処理措置 紛争解決措置	・　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課（9 時～17 時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 ・　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
＊本商品はきのくに信用金庫のカードローンです。三井住友カード株式会社はお客様からの委託をうけて保証会社として本商品のお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。	

＊審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

＊詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。